入管法第三七条の二第二項の規定による公売（以下単に「公売」という。）に付そうとする領置物件等（領置物件又は差押物件をいう。以下同じ。）の品名及び数量等の事項を地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行うものとした。（第六条第二項関係）

(2)　地方出入国在留管理局長は、公売に際して不当に価格を引き下げる目的をもって連合をした者等に該当すると認められる者を、当該者に該当することとなった日以後二年間、公売に加わらせず、公売の場所に入ることを制限し、又はその場所から退場させることができるものとし、公売に際しこれらの者を代理人、支配人その他の従事者として使用する者についても、同様とするものとした。（第七条第一項関係）

(3)　公売は、入札の方法により行うものとし、地方出入国在留管理局長は、領置物件等を入札に付するときは、当該入札の目的となる物品について、同種又は類似の物品の価格を勘案して適正と認める予定価格を決定しなければならないものとした。（第八条第一項及び第二項関係）

(4)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、更に入札をさせて落札者を定めるものとした。（第九条第一項関係）

(5)　地方出入国在留管理局長は、価格を同じくする同種かつ大量の領置物件等を公売に付する場合において、必要と認めるときは、その数量の範囲内で入札しようとする者の買受けを希望する数量及び単価を入札させ、予定価格を下らない単価の入札者から順次当該領置物件等の数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができるものとした。（第一〇条第一項関係）

(6)　地方出入国在留管理局長は、公売において、入札に付しても入札者がないとき、入札者の価額が予定価格に達しないとき、落札者が契約を履行しないとき等は、更に公売に付することができるものとした。（第一一条関係）

(二)　還付等の公告に関する規定の整備

入管法第三七条の三第二項の規定による公告及び入管法第三七条の四第二項において準用する入管法第三七条の三第二項の規定による公告において公告すべき事項を定めることとし、これらの公告は、地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に一四日間掲示する方法によって行うものとした。（第一二条関係）

(三)　引渡し等の公告に関する規定の整備

入管法第五五条の二七第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び入管法第五五条の三六第二項（入管法第五五条の六四第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告において公告すべき事項を定めることとし、これらの公告は、入国者収容所又は地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に一四日間掲示する方法によって行うものとした。（第一三条関係）

(四)　被収容者の不服申立てに関する規定の整備

出入国在留管理庁長官に対する審査の申請、出入国在留管理庁長官に対する審査の申請の裁決、法務大臣に対する再審査の申請、出入国在留管理庁長官に対する事実の申告、出入国在留管理庁長官による通知及び法務大臣に対する事実の申告に関する入管法及び行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の規定の準用についての技術的読替え等を定めることとした。（第一四条～第二一条関係）

(五)　法務大臣の権限の委任に関する規定の整備

入管法の改正に伴い、法務大臣の権限を出入国在留管理庁長官に委任する規定の整備を行うこととした。（第二六条関係）

2　施行期日等

(一)　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第五条関係）

(二)　所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

(三)　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五六号）の施行の日（令和六年六月一〇日）から施行することとした。

―――――――――

◇投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定（条約第三号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与えることを規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇又は最恵国待遇を与えることを規定している。（第五条関係）

6　いずれの締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。（第一一条関係）

12　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第一三条関係）

14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第一四条関係）

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一五条関係）

16　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第一七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第一八条関係）